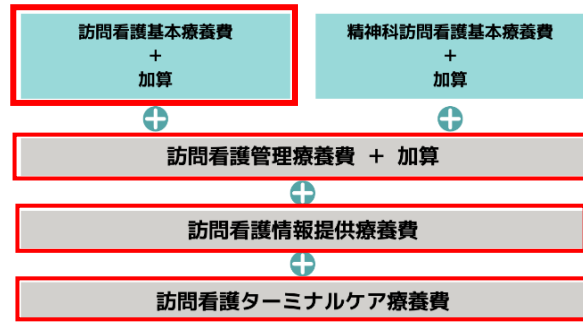


【医療保険での訪問看護利用料金】

◎公的医療保険制度の自己負担割合に応じ
負担額の請求を行います。
(右図□について記載しています。)



訪問看護基本療養費

内容		料金	備考
基本療養費Ⅰ	週3日まで(看護師・理学療法士)	5,550円/回	
	週4日以降(看護師)	6,550円/回	
基本療養費Ⅱ	週3日まで(看護師)	5,550円/回	同一建物居住者への複数訪問 (2名まで)
	週4日以降(看護師)	6,550円/回	
	週3日まで(看護師)	2,780円/回	同一建物居住者への複数訪問 (3名以上)
	週4日以降(看護師)	3,280円/回	
	同行訪問	12,850円/月	
基本療養費Ⅲ	一般外泊時の訪問看護	8,500円/回	悪性腫瘍の方に対する緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師の訪問

加算…利用状況でプラスされる料金です。

内容	料金	備考
複数名訪問看護加算		看護師1人での対応が困難な場合、同意を得て複数名で訪問します。
看護師と療法士(週1限度)	4,500円/日	①末期の悪性腫瘍等、厚生労働大臣の定める疾患の方
准看護師と訪問(週1限度)	3,800円/日	②特別訪問看護指示中で指定訪問看護を受けている方
看護補助と訪問(週3限度)	3,000円/日	③特別な管理を要する方
難病等複数回訪問加算		
1日2回/訪問者2人まで	4,000円/日	
1日3回以上/訪問者2人まで	8,000円/日	
緊急訪問看護加算	2,650円/回	診療所や在宅支援病院の指示により緊急訪問を行った場合に算定
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円/回	夜間:18時~22時 早朝:6時~8時
深夜訪問看護加算	4,200円/回	深夜:22時~6時
長時間訪問看護加算	5,200円	1時間30分を超える場合、特別管理加算対象・特別指示書の場合は週1回、15歳未満の(準)超重症児の場合は週3回まで加算可能
乳幼児加算	1,500円/日	6歳未満

🌸 訪問看護管理療養費

内容	料金	備考
管理療養費(初日)	7,440円/月	
管理療養費(2日目以降)	3,000円/日	月の2日目以降、1日につき

🌸 加算…利用状況でプラスされる料金です。

内容	料金	備考
24時間対応体制加算	6,400円/月	休日、夜間、早朝、深夜帯に電話で対応できる体制にあり、必要時には訪問看護を行います
特別管理加算	I 5,000円	対象は介護保険料金※1を参照
	II 2,500円	
看護介護職員連携強化加算	2,500円/月	医師の指示のもと、痰の吸引等を実施する訪問介護事業所と連携して指導等行った場合に算定
退院時共同指導加算 (初回訪問時)	8,000円/月	病院、介護保険医療施設、介護医療院に入院、入所の方が退院する際、在宅療養について共同で指導を行い、文書で残した際に算定
特別管理指導加算	2,000円/月	退院時共同指導加算別管理加算の対象となる方の場合に算定
退院支援指導加算(通常)	6,000円	厚生労働大臣が定める疾病、状態にある方が保険医療機関から退院する際に必要な指導を行った際に算定
退院支援指導加算	8,400円/回	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合に算定
在宅患者連携指導加算	3,000円/月	利用者様または家族の同意を得て月2回以上医療関係職種間で文書等で共有された情報を踏まえ指導した場合に算定
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000円	主治医の求めで利用者宅のカンファレンスを行う場合に算定(月2回)

🌸 加算…利用状況でプラスされる料金です。

内容	料金	備考
情報提供療養費 I～III	1,500円/月	提供先: I 市町村 II 義務教育学校 III 保険医療機関
訪問看護ターミナルケア療養費 I	25,000円	在宅、特別養護老人ホームで死亡した場合
訪問看護ターミナルケア療養費 II	10,000円	特別養護老人ホーム等で(看取り介護加算等算定している方に限るが死亡した場合

※いずれも死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合に算定